

お知らせ



千代田庁舎

☎ 0299-59-2111 (代表)
かすみがうら市上土田 461

千代田庁舎仮庁舎

☎ 0299-59-2111
かすみがうら市上佐谷 991-5
(千代田公民館講堂)

霞ヶ浦庁舎

☎ 029-897-1111 (代表)
かすみがうら市大和田 562

- 中央出張所(働く女性の家内) ☎ 029-831-6399
- あじさい館 ☎ 029-897-0511
- 図書館 ☎ 029-897-0647
- 千代田公民館 ☎ 0299-59-5252
- やまゆり館 ☎ 029-832-5601
- 勤労青少年ホーム ☎ 029-831-5896
- 霞ヶ浦保健センター ☎ 029-898-2312
- 歩崎公園ビクターセンター ☎ 029-840-9850
- 郷土資料館 ☎ 029-896-0017
- 雪入ふれあいの里公園 ☎ 0299-59-7000
- 水族館 ☎ 029-896-0722
- 消防本部(西消防署) ☎ 0299-59-0119
- 東消防署 ☎ 029-897-0119
- 社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527
- 環境クリーンセンター ☎ 0299-59-4649

窓口サービス時間延長

毎週 **木** 曜日 午後 **7** 時まで

▶千代田庁舎仮庁舎(千代田公民館講堂)で各種証明書交付や納税相談などの一部事務の窓口を延長しています。

☎ 税務課・国保年金課・納税推進課・市民課千代田窓口センター

市の人口と世帯

平成 24 年 5 月 1 日現在

人 口	43,556 人
男 性	22,059 人
女 性	21,497 人
世 帯 数	16,059 世帯

千代田公民館講堂に 移転しています

市 民部(税務課・国保年金課・納税推進課・市民課千代田窓口センター)、保健福祉部(社会福祉課・長寿福祉課・子ども福祉課)、会計課の窓口は千代田公民館講堂に移転しています。千代田公民館の利用制限や行政機能の分散など市民の皆さまには、しばらくの間、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

住宅用火災警報器設置促進

住宅用火災警報器を設置して火災による被害を未然に防ぎましょう

▼昨年6月から設置義務となり

ました住宅用火災警報器の設置促進として市消防団がご家庭を訪問します▼(6月～8月)依頼があれば立ち会いのもと設置を手伝います。

消防本部
☎ 0299 (59) 0119

普通救命講習会

呼吸や心臓が止まってしまった時に必要な「心肺蘇生法」と「AEDの使い方」を学ぶ講習会

日時 7月14日(日)普通救命講習会Ⅰ)午前9時～正午(普通救命講習会Ⅱ)午前9時～午後1時

場所 市消防本部
募集人員 I・II合わせて30人(定員締切)

対象者 市内在住・在勤・在学の方(中学生以上)

東日本大震災に係る 各種支援制度の 申請期限

◆住宅等災害復旧資金利子補給

- 申請期限 平成 26 年 3 月 31 日
- 利子補給対象限度額の増額 640 万円

※宅地の地盤被害対応工事を伴う場合は 1,030 万円

- 対象者 災害を受けた被災世帯の世帯主または世帯員が住宅等災害復旧資金を金融機関から借り受ける方

※金融機関から借り受ける前に市へ申請が必要となります。

☎ 社会福祉課 ☎ 内線 3563

◆日赤等義援金

- 申請期限 9 月 30 日(日)
- 対象世帯 り災証明書で住家の全壊・大規模半壊・半壊の認定を受けている被災世帯の方

☎ 社会福祉課 ☎ 内線 3563

※り災証明を受けていない方は、お早めにり災証明書を取得してください。

☎ 総務課 ☎ 内線 1525

千代田庁舎耐震補強へ

4 月13日、市庁舎等検討会議(市議会議員代表者・市民代表者・市代表者各6人の計18人)で第2回会議が開催され、庁舎問題を検討しました。会議では、3つの案(1)庁舎に耐震補強工事と改修工事をして使用(2)庁舎を解体し2階建て庁舎を建設(3)庁舎を解体し、霞ヶ浦庁舎とあじさい館へ機能の一部を移転)が検討され、(1)庁舎に耐震補強工事と改修工事をして使用することに決定しました。今後は、庁舎復旧に向け事業を進めていきますので、市民の皆さまには、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いいたします。

外国人登録制度

外国人の新たな在留管理制度の施行に伴い、住民基本台帳法が改正され、外国人も日本人と同様に、住民票に記載されるようになります▼複数国籍世帯(外国人と日本人で構成する世帯)も、世帯全員が記載された住民票の写しが発行ができるようになります。

制度施行日 7月9日(日)

対象者 3カ月を超えて在留する外国人で住所を有する方(観

光目的などの短期滞在の方は除く)

※外国人登録証明書の在留期間・資格の更新がされていない方は、住民票が作成されませんので、お早めに手続きしてください。

仮住民票の送付 改正後に住民票に記載される外国人の方宛てに、仮住民票を送付します。この仮住民票は、現在の外国人登録原票の記載を基に仮住民票を作成し、その記載内容を確認していただきます。

外国人登録などの届出を忘れずに

▼新制度では、外国人登録情報を基に住民票を作成します▼住所変更や在留資格などの変更や更新があった場合は、市役所へ届出をお願いします。

☎ 市民課千代田窓口センター ☎ 内線 3551

証明書自動交付機の休止

▼住民基本台帳法の改正に伴うシステム切り替えのため、霞ヶ浦庁舎・中央出張所に設置の証明書自動交付機(住民票の写し・印鑑証明書の発行)を休止します。

日時 7月7日(日)・8日(月)

☎ 市民課千代田窓口センター ☎ 内線 3551

市内の水質などの測定結果

市内の河川水質・事業場排水・ゴルフ場農薬・土壌・地下水を測定しています。

【平成23年度測定概要】

◆河川水質(16箇所/年2回) 基準が示されている代表河川(恋瀬川、一ノ瀬川、菱木川)のBODは、1リットル当たり2mgが基準値。今回の測定では基準値を超えた時があり

【河川水質調査 BOD 数値】

	H22 夏	H22 冬	H23 夏	H23 冬
恋瀬川(五輪堂橋)	2.2	0.5	1.2	0.7
一ノ瀬川(第三揚水機場脇)	3.2	0.5	3.0	1.6
菱木川(天神橋)	0.8	1.5	1.8	1.1
菱木川(昭和橋)	3.5	0.5	1.0	0.7

ましたが、天候により有機物などの多い排水が河川に流入した可能性が考えられます。※BOD(生物化学的酸素要求

量)は水中の有機物を酸化分解するために必要な酸素量で水質汚濁の指標の一つ。数値が大きいくほど水質は悪いと言えます。

- ◆事業場排水(20箇所/年1回) 6箇所については、排水基準に適合していません。排水基準改善を要するともに、県と合同で指導をしています。
- ◆ゴルフ場農薬(13箇所/年1回) 基準値内
- ◆土壌(9箇所/年1回) 1箇所が土壌環境基準に適合していません。昨年度と同程度の値のため自然的由来と考えられますが、調査を継続していきます。
- ◆地下水(29箇所/年1回) 水道水質基準に適合していない場合は、飲料水には適していない旨の連絡をしています。

☎ 環境保全課 ☎ 内線 2514

空気中の放射線濃度測定

○5月1日(日)測定

下大津小学校	0.19
美並小学校	0.14
牛渡小学校	0.13
佐賀小学校	0.16
安飾小学校	0.14
志士庫小学校	0.17
穴倉小学校	0.16
志筑小学校	0.12
新治小学校	0.22
七会小学校	0.14
上佐谷小学校	0.14
下福吉小学校	0.15
下福吉東小学校	0.18
南中学校	0.21
北中学校	0.13
千代田中学校	0.20
下福吉中学校	0.19
神立幼稚園	0.17
くりのみ自然幼稚園	0.15

○5月9日(日)測定

わかぐり保育所	0.18
やまゆり保育所	0.17
さくら保育所	0.16
第1保育所	0.15
のぞみ保育園	0.18
美並未来みなみ保育園	0.17
霞ヶ浦保育園	0.13
やまゆり館	0.15

○5月11日(日)測定

桜塚公園	0.17
逆西第1児童公園	0.17
フルーツ公園通り	0.15
稲吉ふれあい公園	0.20
大塚ファミリー公園	0.19
大塚自然体験の森	0.18
第2常陸野公園	0.17
多目的運動広場	0.20
戸沢公園運動広場	0.16
わかぐり運動広場	0.18
第1常陸野公園	0.16

☎ 環境保全課 ☎ 内線 2514

○5月11日(日)測定

歩崎森林公園	0.15
歩崎公園	0.13
富士見塚古墳公園	0.13
雪入ふれあいの里公園	0.12
三ツ石森林公園	0.10

☎ 観光商工課 ☎ 内線 2525

単位▶マイクロシールド/時間

測定地点▶中学校は地上1.0m

その他は0.5m

農地行政の普及促進

農業委員会委員が 決まりました

農 農業委員会事務局 ☎内線 2703

市 農業委員会委員の任期満了のに伴い、選挙・選出による農業委員 13 人の一般選挙が 2 月 19 日に告示され、立候補の届出者が定数を超えなかったため、2 月 26 日に行われた選挙で、立候補者全員の当選が決定しました。

農 業委員会委員は、農家や農業者の代表として、農地行政の普及促進や要望や相談に応える役割も担っています。ご相談などの場合は、担当区域の委員にご相談ください。

【農業委員会委員】(敬称略・議席順)

区分	氏名	担当区域
議会推薦	鈴木 良道	新 治
選挙	齊藤 幸雄	牛 渡
選挙	中山 峰雄	志士庫
土地改良推薦	外塚 孝雄	新 治
農協推薦	栗原 進一	安 飾
選挙	齊藤 守	安 飾
議会推薦	市川 敏光	志 筑
議会推薦	井坂 孝雄	美 並
選挙	安田 秀徳	七 会
選挙	貝塚 光章	佐 賀
選挙	久松 一好	七 会
選挙	小松崎 昭男	志 筑
選挙	海東 功	七 会
共済推薦	富山 勝登	志士庫
選挙	塚本 勝男	牛 渡
選挙	中根 光男	七 会
議会推薦	栗山 千勝	佐 賀
選挙	飯田 敬市	下大津
選挙	宮本 教夫	安 飾
選挙	関川 忠雄	美 並

【農業委員運営委員】(敬称略)

- ◎会長 関川 忠雄
- ◎会長職務代理者 中山 峰雄
- ◎農地部長 齊藤 幸雄
- ◎農地部職務代理者 井坂 孝雄
- ◎農地部長 小松崎 昭男
- ◎農政部長職務代理者 塚本 勝男

民営化に係る保育事業者選考委員

市立保育所運営事業者 選考委員会委員の募集

農 子ども福祉課 ☎内線 3571

多 様な保育ニーズへの対応や効率的な保育サービスを提供するため「さくら保育所」の民営化を進めています。この民営化の保育所運営事業者を選考するにあたり、委員を募集します。

応募資格◎

- ① 市内に住所を有する 20 歳以上(応募期限日現在)の方
- ② 児童福祉への関心が高い方
- ③ 本市の他の審議会の委員になっていない方

募集人数◎5人 任期◎1年

応募方法◎専用申込書に必要事項を記入のうえ、子ども福祉課(千代田公民館講堂)に提出してください。

※専用申込書は、子ども福祉課(千代田公民館講堂)、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所、さくら保育所で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

応募期限日◎6月8日(金)

再生作業や資材などの経費に助成

荒廃した農地の再生

農 農林水産課 ☎内線 2508

荒 れた農地を耕作しようとする農業者(団体)に対して、再生作業や資材などの経費の助成を行います。

対象者◎荒れた農地を再生し、その農地で 5 年以上耕作する方

助成額◎

- ① 再生作業(障害物除去や農地、土作りなど) ⇨ 10 万 5 千円 / 10a ~
- ② 営農定着(種子や苗木代など) ⇨ 37,500 円 / 10a
- ③ 施設等補完整備(ハウス、果樹棚、用排水施設など) ⇨ 事業費の 2 分の 1

【具体例】

耕作放棄地 20a を借りて農地を再生し、
ハウス(30 万円)を建てた場合

① 再生作業	10 万 5 千円 × 20a	21 万円
② 営農定着	37,500 円 × 20a	7 万 5 千円
③ 施設等補完整備	30 万円 × 1/2	15 万円
計		43 万 5 千円

※詳しい内容については、お問い合わせください。

所得制限と
その調整が
行われます

6 月から所得制限が導入されます。夫婦と子ども 1 人で年収 917 万 8 千円以上、子ども 2 人で年収 960 万円以上の所得がある世帯は対象外になります。しかし、年少扶養控除の廃止で負担増になるため、所得制限を超える方でも、月 5,000 円支給されることになりました。

扶養親族などの数	所得額	収入額
0 人	622 万円	833 万 3 千円
1 人	660 万円	875 万 6 千円
2 人	698 万円	917 万 8 千円
3 人	736 万円	960 万 円
4 人	774 万円	1,002 万 1 千円
5 人	812 万円	1,042 万 1 千円

- ☑ 6 月分の手当から(10 月支給予定)から所得制限が適用
- ☑ 所得制限額以上の場合、手当は月額一律 5,000 円
- ☑ 扶養親族などとは、所得税法に規定する控除対象配偶者および扶養親族(施設入所など子どもを除く)ならびに一般受給資格者の扶養親族などでない子どもで、当該一般受給資格者が前年の 12 月 31 日で生計を維持していた子ども(里子を除く)

現況届の
提出が必要です

児 童手当を受給する父母その他の保護者は、現況届の提出が必要です。これは、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかを確認するためのものです。この届出をしないと、6 月以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

※現況届用紙は、6 月上旬ごろ子ども福祉課から送付します。

◎提出期限 **6月29日(金)**

【添付書類】

- ① 厚生年金など(社会保険証)に加入している方
☞ 受給者(父または母)の健康保険証の写し
- ② 公務員で独立行政法人などへ出向している方
☞ 年金加入証明書
- ③ 受給者と児童が別居している方
☞ 児童の属する世帯の住民票謄本
- ④ 今年 1 月 1 日に市に住民登録のなかった方
☞ 前住所地の市町村が発行する平成 24 年度所得証明書(平成 23 年分の内容)

子ども手当を
受給されている皆さまへ

☎子ども福祉課
☎内線 3573

4月から 子ども手当が 児童手当に 変わりました

手当額は
従来どおりで
変更ありません

平 成 23 年 10 月以降の子ども手当は、1 人当たり月額で、3 歳未満月 1 万 5,000 円、3 歳から小学生までは月 1 万円(第 3 子以降 1 万 5,000 円)、中学生は月 1 万円の支給となっていました。平成 24 年 4 月以降の児童手当でもこの金額は変わらず、継続されます。

支給額	0 歳～3 歳未満	15,000 円
	3 歳～小学校修了前 (第 1 子・第 2 子)	10,000 円
	3 歳～小学校修了前 (第 3 子以降)	15,000 円
	中学生(一律)	10,000 円
	所得制限限度額を超える方 ※ 6 月分(10 月支給予定)以降	5,000 円
子どもの数え方	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもで、年齢の高い順から第 1 子と計算します	
支給月(予定)	毎年 2 月(10～1 月分)、6 月(2～5 月分)、10 月(6～9 月分)に前月分までの 4 カ月分を支給	
現況届	あり ※平成 24 年度提出期限 6 月 29 日(金)	
所得制限	あり ※6 月分(10 月支給予定)から	



戸籍のまど

戸籍のまどでは、新生児と亡くなられた方の氏名・大字などを掲載していますが、不正使用や目的外使用防止の観点から、ホームページ上での掲載はいたしませんのでご了承ください。

企業立地(事業拡張)に対する固定資産税の課税免除

市内産業活動の活性化と市民の雇用機会の創出

対象業種 製造業・情報通信業・運輸業・卸売業・小売業・情報通信技術利用業・自然科学研究所
要件 (従業員数)市内在住者5人以上を新規雇用(雇用形態)雇用保険法に定める被保険者

適用期間 4月1日から平成27年3月31日までの間に新増設
申告期限 1月31日(毎年)
※初年度は新増設をした日の属する年の翌年

観光光商工課 ☎内線2522

自治金融制度

市内中小企業の健全な経営改善の確保

対象者 市内に店舗、工場または事業所を有し、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種であり、市税を完納している方
貸付限度額 (運転資金) 5百万円(設備資金) 1千万円
※運転資金・設備資金合わせて1千万円まで
貸付利率 1.75%
※4月1日現在。金融情勢により変動

返済期間 (運転資金) 5年以内(設備資金) 7年以内
保証人 (個人)不要(法人)代表者を連帯保証人
観光光商工課 ☎内線2522

酒類販売管理協力員の募集
内容 酒類小売販売場(スーパー、コンビニエンスストア、小売酒販店など)における未成年者飲酒防止に関する表示状況などを確認し、税務署に連絡応募方法などの詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

観光光商工課 ☎内線2522

大水戸地方税務署
☎029(231)4323

大好きいばらき就職面接会

履歴書を複数持参し、「ご参加ください(事前申込不要)」

対象 大学院・大学・短大・専修学校など(高校は除く)の平成25年3月卒業予定者と未就職既卒者
日時 6月26日(四)プレセミナー(午前11時~11時45分)面接会(午後1時~4時)

場所 ホテルマロウド筑波
茨城県労働政策課
☎029(301)3645

就職カレッジ

日時 5月24日(四)・25日(金)・31日(金)

STOP! 不法電波
電波利用環境保護周知啓発強化期間6月1日(金)~10日(日) 不法無線局による混信・妨害
☎03(6238)1939
☎03(6238)1945
☎03(6238)1944

調理師・製菓衛生師試験
受付日時 7月5日(四)・6日(金) 午前9時~正午/午後1時~5時
受付場所 県内各保健所
試験日 8月18日(日)

法務総合相談所開設
法務局の取り扱う業務全般について、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じます(秘密厳守・無料)。
日時 6月3日(日) 午前10時~午後4時
場所 総合福祉会館(土浦市大和町9-2ウララビル4階)

関水戸地方税務局
☎029(227)9911

税務職員採用試験

【受験資格】

- 1 4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方および平成25年3月までに高校または中等教育学校卒業見込みの方
- 2 人事院が1に掲げる方に準ずると認める方

インターネット

【申込期間】 6月26日(四)9:00~7月5日(日)(受信有効)
【申込方法】 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
【問い合わせ先】 人事院人材局試験課 ☎03-3581-5311 (土日祝を除く9:30~17:00)

郵送・持参

【申込期間】 7月2日(日)~10日(日)(通信日付印有効)
【申込方法】 第1次試験地を管轄する人事院各地方事務所に申込書を提出
【申込書請求先】 関東信越国税局人事第二課 人事院関東事務局
【問い合わせ先】 関東信越国税局 ☎048-600-3111 (土日祝を除く9:00~17:00)

【第1次試験日】9月9日(日)

歯の何でも電話相談
歯に関する悩みや質問の電話相談(無料)
日時 6月10日(日)午後2時~5時
受付電話番号
☎029(823)7930
☎029(835)0737
茨城県保険医協会
☎029(823)7930

親子のよい歯のコンクール
対象者 ①満3歳から6歳(平成18年4月2日から平成21年4月1日生・未就学児)とその母親 ②満3歳から6歳(①に同じ)とその父親
応募方法 ①親子の氏名(か)りがな ②生年月日 ③郵便番号 ④住所 ⑤電話番号 ⑥かかりつけまたは最寄りの歯科医院を記入し、申込先まで郵送
申込先 ☎310-0911 水戸市見和2-292 茨城県歯科医師会8020事業係 **応募期限** 6月22日(金)(必着)
茨城県歯科医師会
☎029(252)2561

有料広告欄



植えてはいけない「けし」

↑葉の特徴として、茎を抱き込むようになっています

場所 筑波大学
関土浦保健所
☎029(821)5364

